

滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀県内で排出される廃棄物系バイオマスを滋賀県リサイクル認定製品等として地域に還元させる取組（以下「地域循環の取組」という。）を行い、実績を上げている廃棄物処理事業者に対し、県がその当該地域循環の取組を奨励し、広く周知することにより波及を図り、もって環境への負荷の少ない循環型社会の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物系バイオマス 別表第1の左欄に掲げる廃棄物の種類に応じ、同表の右欄に定めるものをいう。
- (2) 滋賀県リサイクル認定製品 滋賀県リサイクル製品利用促進要綱第3条第1項に規定する滋賀県リサイクル認定製品をいう。
- (3) 再生品等 廃棄物を加工して製造された原材料および製品をいう。

(対象事業者)

第3条 奨励の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第6項の許可または第14条第6項の許可を受けた廃棄物の中間処理業者（発生から最終処分（廃棄物処理法第12条第5項に規定する最終処分をいう。）が終了するまでの一連の処理の行程の途中において廃棄物を処分するものをいう。）であること。
- (2) 廃棄物処理法その他関係法令に違反していないこと。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
 - キ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人

(奨励)

第4条 県は、対象事業者が行う地域循環の取組であって知事が奨励すべきものと決定したのものについて奨励するものとする。

2 前項の奨励は、広報媒体や催し等の機会を利用し、情報発信を積極的に行うことにより実施するものとする。

(申請)

第5条 前条第1項の規定による奨励の決定（以下「奨励の決定」という。）を受けようとする対象事業者は、滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業申請書（別記様式第1号）を知事に提出するものとする。

(審査および決定)

第6条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、別表第2の左欄に掲げる種類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に全て該当しているかどうかを審査するものとし、全て該当していると認められるときは、奨励の決定をするものとする。

2 知事は、前条の申請書の提出のあった日から3か月以内に奨励の決定の可否を判断し、前条の申請を行った者に対して通知するものとする。

(奨励の決定の有効期間等)

第7条 奨励の決定の有効期間は、決定をした日から起算して2年間を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 前項の有効期間の満了後、引き続き奨励を受けようとする事業者は、有効期間の更新を受けるものとする。

3 前項の有効期間の更新を受けようとする事業者は、当該有効期間の満了の日の3か月前までに、知事に有効期間の更新の申請をするものとする。

4 前項の更新の申請があった場合において、有効期間の満了の日までにその申請に対する奨励の決定の可否の判断がされないときは、従前の奨励の決定は、有効期間の満了後もその可否が判断されるまでの間は、その効力を有する。

5 前2条の規定は、有効期間の更新の申請について準用する。

(変更等)

第8条 奨励の決定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、変更届出書（別記様式第2号）により知事にその旨を届け出なければならない。

(1) 主たる事務所の所在地

(2) 法人の名称または代表者の氏名

(3) 再生品等の種類

(4) 関連する滋賀県リサイクル認定製品の名称および認定番号

- 2 奨励の決定を受けた事業者は、奨励の決定に係る地域循環の取組を終了しようとするときは、廃止届出書（別記様式第3号）により速やかにその旨を届け出なければならない。

（奨励の決定取消し）

第9条 知事は、奨励の決定を受けた事業者が次のいずれかに該当するときは、奨励の決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第1項の要件に適合しなくなったとき
- (2) 正当な理由がなく、前条の規定による届出をしなかったとき

- 2 県は、前項の規定による奨励の決定の取消しにより事業者に生じた損害については、その責を負わない。

（報告）

第10条 知事は、必要に応じて、奨励の決定を受けた事業者から、当該奨励の決定に係る地域循環の取組の実施状況等について報告を求めることができる。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は平成26年7月30日から施行する。
- 2 平成26年度における第5条第2項の規定の適用については、同項中「7月1日から8月31日まで」とあるのは、「8月1日から9月30日まで」とする。

付 則

- 1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にされている奨励の決定の申請（この要綱の施行の際現に奨励の決定を受けている地域循環の取組に係るものに限る。）については、改正後の要綱第7条第3項の有効期間の更新の申請とみなして改正後の要綱の規定を適用する。
- 3 前項の場合における改正後の第7条の規定の適用については、同条第5項中「準用する」とあるのは、「準用する。この場合において、第6条第2項中「日から3か月以内」とあるのは、「ときは、有効期間の満了の日まで」と読み替えるものとする」とする。

別表第1（第2条関係）

廃棄物の種類	品目
食品廃棄物	動植物性残さ、生ごみ、調理くず、食品廃材
木質系廃棄物	木くず、廃木材、剪定枝、伐採木、伐採竹、伐採木根、伐採竹根、刈草
廃食用油	廃食用油

別表第2（第6条関係）

類型	要件
滋賀県リサイクル認定 製品流通型	<p>ア 1年間で中間処理施設等において処分し搬出されたものの重量のうち、再生品等の占める割合が9割以上であること</p> <p>イ 上記アで搬出された再生品等のうち、燃料として利用されるものを除いたものの重量が8割以上であること</p> <p>ウ 廃棄物が安全かつ確実にリサイクルされる取組であること</p> <p>エ 過去5年間程度の実績があり、継続的に行っている取組であること</p> <p>オ 上記イの燃料として利用されるものを除いた再生品等の全部または一部が、滋賀県リサイクル認定製品または滋賀県リサイクル認定製品の原材料となり、県内流通実績があること。</p>
県内資源還元型	<p>ア～エ 上欄に同じ</p> <p>カ 上記イの燃料として利用されるものを除いた再生品等のうち、滋賀県内で利用されるものの重量が5割以上であること</p>